

第四十六回国会 衆議院 大蔵委員会議録 第十一号

昭和三十九年二月二十五日(火曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

- 委員長 山中 貞則君
- 理事 白井 莊一君 理事 原田 憲君
- 理事 藤井 勝志君 理事 坊 秀男君
- 理事 吉田 重延君 理事 有馬 輝武君
- 理事 堀 昌雄君 理事 武藤 山治君

- 伊東 正義君 岩動 道行君
- 大泉 寛三君 奥野 誠亮君
- 押谷 富三君 金子 一平君
- 木村 剛輔君 小山 省二君
- 濱田 幸雄君 藤枝 泉介君
- 渡辺美智雄君 佐藤觀次郎君
- 田中 武夫君 平林 剛君
- 春日 一幸君 竹本 孫一君

出席政府委員

- 大蔵政務次官 齋藤 彌三君
- 大蔵事務官 泉 美之松君
- (主税局長)
- 国税庁長官 木村 秀弘君
- 委員外の出席者

- 大蔵事務官 中嶋 晴雄君
- (大臣官房財務調査官)
- 専門員 抜井 光三君

二月二十一日

相続税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一六号)
国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(内閣提出、議決第一号)(参議院送付)
同月二十四日
納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案

同 日

律案内閣提出第一二二号(予)
政府関係機関に対する大蔵省の賃金抑圧並びに不当干渉即時撤回に関する請願外一件(五島雄雄君紹介)(第五五八号)
同外一件(多賀谷貞稔君紹介)(第五五九号)
同外一件(吉村吉雄君紹介)(第五六〇号)
同外一件(足鹿覺君紹介)(第五八一号)
同外二件(足鹿覺君紹介)(第五八一号)
同外二件(足鹿覺君紹介)(第五八一号)

同(小林進君紹介)(第五八二号)
同外一件(日野吉夫君紹介)(第五八三号)
同外二件(河野正君紹介)(第五九四号)
同外六件(橋崎弥之助君紹介)(第六四四号)
同(長谷川保君紹介)(第七二二号)
同(長谷川保君紹介)(第七二二号)
音楽、舞踊、能楽等の入場税撤廃に関する請願外二件(藤本孝雄君紹介)(第七六一号)

同(藤本孝雄君紹介)(第六二七号)
入場税撤廃並びに労音、労演に対する不当課税の取消し等に関する請願外一件(野間千代三君紹介)(第五九五号)
元満州国政府等職員期間のある非更新共済組合員の在職期間通算に関する請願外六件(田中龍夫君紹介)(第六二六号)
同(田村元君紹介)(第七九五号)
同(原茂君紹介)(第八四二号)
農業協同組合に対する法人税及び事業

(業税等の撤廃に関する請願 佐伯宗義君紹介)(第六八四号)
特高電免及び武徳会追放等による警察退職者救済に関する請願(大平正芳君紹介)(第八一四号)
砂糖消費税及び関税の減免等に関する請願(春日一幸君紹介)(第八一五号)
酒類販売の免許制度存続に関する請願(岡良一君紹介)(第八四三号)
同(益谷秀次君外二名紹介)(第八四四号)
は本委員会に付託された。

二月二十四日

軽自動車税の賦課徴収事務の簡素化に関する陳情書(全国市長会 中国支部長岡山市長岡崎平夫)(第七二二号)
中小企業信用保証制度の改善に関する陳情書(東京都中央区京橋三丁目十一番地全国金融業団体連合会会長篠塚長太郎)(第七八八号)
国有地にある市道敷地の所有権名義変更に関する陳情書(全国市長会 中国支部長岡山市長岡崎平夫)(第八七五号)

年金積立金還元融資の資金わく増額等に関する陳情書(関東一都九県議会議長会常任幹事代行東京都議会議長田村福太郎外九名)(第一二四号)
葉たばこ収納価格引き上げに関する陳情書(福島県知事佐藤善一郎外一名)(第二四六号)

揮発油税等の増徴反対に関する陳情書(岩国市大字土生高木与作外千四百九十名)(第二二二二号)
同(秋田市寺内將軍野五十八番地の二進藤喜太郎外百三十九名)(第二六三三三号)
同(東京都板橋区中丸町五十八番地大和自動車交通株式会社堀誠外五百三十九名)(第二六四四号)
同(松本市磯ヶ崎北七十四番地横道幸八外百三十一名)(第二六五五号)
同(長浜市北新町浅井タクシ一遠藤広司外百六十一名)(第二六六六号)
同(石川県石川郡野々市町方二十八番地野々市タクシ一株式会社高尾久直外四十六名)(第二六七七号)
同(北見市北新町百二十六番地北海道交通株式会社北見支店大屋清外八百十三名)(第二六八八号)
同(高知県香美郡土佐山内町船谷土佐電気鉄道株式会社三宮浄外千三百九十九名)(第二六九九号)
同(山形市鉄砲町百番地山形交通株式会社鈴木吉助外四百三十六名)(第二七〇〇号)
同(福島市米町二十番地シノブ自動車渡辺義吉外千三百五十二名)(第二七一七号)
同(名古屋市北区東大曾根町本通り五丁目七百二十九番地東和交通株式会社清水重雄外千九百九十九名)(第二七二二二号)
同(名古屋市市中区直下町一丁目十八番地中央交通株式会社松本五郎外千六百六十八名)(第二七三三三号)

同(羽島市竹鼻町栄町二丁目羽島タクシ一株式会社河合日出雄外千八百八十七名)(第二七四四号)
同(名古屋市港区築三町二丁目三十三番地尾崎金治郎外千九百九十九名)(第二七五五号)
同(半田市大池町二丁目百六番地安全タクシ一米持三子雄外千九百九十九名)(第二七六六号)
同(名古屋市南区柴田町二丁目五番地名古屋近鉄タクシ一後藤茂雄外三千八百八十八名)(第二七八八号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
相続税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一六号)
納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)(予)
所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

○山中委員長 これより会議を開きます。
所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。
質疑の通告がありますので、これを

許します。堀島雄君。

○堀委員 本日は、所得税法について少し根本的な問題の議論をいたしたいと思ひます。

所得税法の中で現在の所得税の負担の状態を見ますと、最も大きな負担というのは給与所得であります。そこで、今回も給与所得控除の改正が提案をされておるわけでありませうけれども、まず第一に給与所得控除というものの基本的な概念といひますか、ここがはつきりしないと今後の給与所得の控除をする場合にもいろいろと問題が出てくる、こういうふうな考えをまず、本年度の給与所得控除を提案するにあたって、給与所得控除というものは一体何なのか、どういう理由でそれが行なわれるのかということを一としてお伺いをいたします。

○泉政府委員 給与所得控除の本質が何であるかということにつきましては、かねてから当委員会ではいろいろ御議論のあったところでございますが、給与所得控除にはいろいろの意味がある。まず第一には、給与所得につきましては御承知のとおり特別に経費控除をいたしておりませぬ。しかしながら給与所得者といへども、その収入を得るために必要な経費があることは当然でございますが、これを各人別に経費を計算することはどうも困難でございますので、その概算的控除として給与所得控除を設けて、収入を得るために必要な経費の概算的控除とする、これが一番大きな性格であろうと思ひます。

○堀委員 第二は、給与所得につきましては、御承知のとおり毎月源泉徴収をされます。申告納税の所得者に比べて、納期がやや早いといふことがあるわけでございます。そういった点から納期の早いことによる利子部分がある、これが第二でございます。第三番目は、給与所得の性格は事業所得に比べて、租税力の観点から見て弱い点があるという点でございます。それから第四番目は、これは税の理論だけでなしに実行上の問題も加わっておるわけでございますが、給与所得者の所得の把握は源泉徴収によりまして正確に行なわれる。事業所得者の場合にはその所得の把握が必ずしも十分適切に行なわれたい性格がある、こういう点から給与所得と事業所得の両者の把握のバランスが必ずしもとれていないといった面も考慮して、給与所得控除を設けるべきだといふのでございます。およそ以上申し上げました四つの点を考慮いたしまして、給与所得控除を設けるといふことについてお伺いいたします。

○堀委員 ところで一つ一つについて少し議論をしてみたいのですが、概算控除の経費といふものといまの給与所得控除のあり方は今度改正になりまして、基礎控除的な部分として二万円、それから四十万円までが二〇%、それをこえて一〇%最高十四万円という改正になるわけでありませうけれども、そこでその概算的控除経費といふものを出し方ですね。どこか例をとってもいいのでございますけれども、要するに給与所得控除の中における——これはみな性格がちよつと違ひますから、概算的控除といふもののウエイトといふのは大体どのくらいになっておるのか、利子部分に見当たる部分を大体どのくらいに見て、租税力が確かに

に事業所得に比べてそのときは私は同じだろうと思ふのですが、給与所得者が死亡したりした場合におけるその後ろの問題という形で全体を含めてみると、確かに弱い。それから把握率とかいろいろあると思うが、何となくこれをかきまぜて何となく抽象的に出したといふかっこうでは、少し説得力が弱い。そこで、このウエイトをどういふかっこうに考えておるのか、ちよつと答えてもらいたい。

○泉政府委員 給与所得控除につきましては、先ほど申し上げましたように四つの性格があるというところでございませうが、それではその中で第一の概算的控除のウエイトがどのくらいであるかといふことはまことにむずかしい御質問でありまして、先ほど申し上げましたように、概算的控除の部分が非常に大きい。源泉徴収を月々行なうことによる利子相当分といふのはわずか千円にも足らない程度のものでございませう。これはウエイトが小さい。問題は、給与所得が他の所得に比べて租税力が弱いという点と、それから他の事業所得なんか比べて所得の把握が正確に行なわれる、そのバランスといふ点はなかなか数字的に申し上げることがむずかしいのでございます。私どもはいたしましては、この四つの部分につきましては金額をはき出して、それから給与所得控除は幾らであるべきであるという議論を、いろいろいたしてはおりますけれども、正確に公の權威を持って申し上げるほどまだわれわれその点の検討を十分にいたしてはおりませぬ。そのためにたいへん恐縮でございますが、その内訳で幾らのウエイトといふのはいまだ少し検討させて

いたしたいと存じます。

○堀委員 いま少し検討してもらいますが、一体いつごろになったら答えられるか、いまだ少しというのはいまどのくらいの間ですか。

○泉政府委員 御承知のように税制調査会は来年の七月まで存続することになっております。もちろんその後も委員が交代いたしまして税制調査会は続けていられるわけでありませうが、しかし税制調査会として現在の委員によつて、少なくともこの当分の税制調査会の基本的方向はこうあるべきであるといふ答申を本年中にいたしたいといふつもりで私どもとしては税制調査会の審議の促進をお願い申し上げておるのでございます。私どももいたしましては、できるだけ本年中にさういふ点につきましては答申をいたしたいと思つておるのでございます。

○堀委員 実は私がいへんむずかしいことを聞いておりますのは、どうもこういうことになっておるようでは、抽象的概念では数字をはき出すときに現実にながらない。そこでやはりこういう税の問題については多少理論的な何かをきちんとしないと、皆さんの税制改正といふのははつきり数で出ることですね。片方は数で出て片方は抽象的なものがこうあると、一体それは何でできたのかと言われると、どこかに恣意的な判断といふものが入らざるを得ない。その判断の適否といふことで、非常に問題が複雑になる要素があるので、私は、少しさういふ意味で、どこかにひっかかるようなかっこうのものを規定をしないと、今後の問題の取り扱いのたびに、こゝへ問題が常にひっかかってくるおそれがある

といふことを強く感じておるわけでございます。

私は、今度のこの給与所得控除の問題の中にちよつとわからない点があるので、ひとつ御説明をいたしたいのは、税制調査会の資料によりまして、要するに、基礎控除のところについてひっかかったものの考え方が出されております。「概算経費的要素のうち、固定経費的な部分に着目して、これを控除するため、三十六年度に創設された。その創設をされたときの取り扱ひ方によつて、「基礎控除額の外枠において二〇%の定率による給与所得控除の適用を受ける」という一つの設例ですが、こういう考え方は具体的だから、これが一つのルールとして確認をするのなら、そのときの固定経費として定額控除に織り込むべき金額は一万円程度になる。半分見たわけですね。そうすると、このルールでいくと、今度は、一体、基礎的控除部分といふのは、固定経費的な部分といふのは幾らになりますか、このルールのままなら。

○泉政府委員 御承知のように、この定額控除の制度は、昭和三十六年の税制改正の際設けたのでございませうが、これをその当時の考え方で申しますと、固定経費的な部分が当時二万円あって、その半分を定額控除でやってくといふことだけであるわけでございます。今度御承知のように、基礎控除を一万円引き上げることになりましたので、さういふ算式でいたしますと、固定経費的な部分が四万円ということに相なるわけでございます。

○堀委員 いまの四万円というの、そうすると、この前の二万二千五百円

の見合いなのか、半分にした一百万円の見合いなのか、ちょっとわからないのですが、それはどちらの見合いになっておりますか。

○泉政府委員 二万二千円のはりの見合いでございます。

○堀委員 そこで、一応税制調査会は、今度の答申を含めて二回ですね、こういう一つの取り扱いをしたわけですね。そうすると、これはもう今後ひとつルールにしたらどうか。要するに、基礎控除がもし上がったとき、二〇%の外ワックによる定率によって出てきたものをひとつ固定経費の部分と見て、その半分だけは、今後もしそっちが上がったら自動的に給与所得も必ず動かす、こういうことになれば、私は、非常に問題ははっきりしてくると思うのです。だから、こういうふうな一つの概念規定のようなものが、こういう委員会の中で確立される必要がある、私は、こう思うのです。これは後に大臣に出てきていただいで、大蔵委員会と大蔵省側との統一見解として、私は、確認をしていこうと思ひますけれども、そういうふうな考え方をひとつ土台にすることが、こういう給与所得控除を今後取り扱う上において、非常に必要でないか。それではないと、私、あといろいろ問題が起これると思うのです。今度給与所得控除の引き上げをする必要性の問題を、税制調査会は、「給与所得者の負担が、他の所得者に比べ相対的に重くなっているものと認めた。」これが一点ですね。二番目は、「専従者控除の控除限度額の引上げにより、事業所得者の負担軽減を勧告していることとも関連して、事業所得者の負担軽減との権衡し

図るためにも、給与所得者について、その負担軽減を図ることが特に必要である」との二つあるわけですね。一つのほうは、いまの一、二、三、四のほうの問題で、まあ問題は片づきませぬ。片づければ、片づかぬ部分と見ておるのは、いまの固定分については、いまの半分ということを見たわけですね。そうすると、あとの残りのほうですね。定率部分、二〇%、一〇%、頭打ちのこの定率部分については、何かここにルールをこの際確立をして、その他のいろいろな関係の変動に際して、こちらも動くんだというふうな考え方をしたほうが、税制改正というものの合理性がよりふえてくるんじゃないか、こういうふうな感じもするんですね。主税局長は、どう考えますか。

○泉政府委員 お話のように、給与所得控除を設ける場合の一定のルールというものを、先ほど申し上げたように、点でございますが、先ほど申し上げましたように、三十六年の改正のときの考え方、給与所得の固定経費的部分が幾らあるか、これは実は三十六年の改正のときに、いま申し上げましたようなこの数式論だけからでなしに、実際の面から見て、実際給与所得者がどの程度経費が本来かかっているものかどうするかという点につきましても、いろいろ試算をいたしたのでございます。ところが、御承知のように、給与所得者でもいろいろ千差万別でございますので、その固定の経費あるいは固定的でない経費、これを正確に計算することが困難でございます。結局、わが國の昔からの給与所得控除の額というものを基準にしてやっつけていかなるを得な

かったのでございます。お話しのように、しかしそれでは給与所得控除について一定の理論がなくては今後の検討の際に困るではないかということ、またここにもっともございまして、私どもとしましては、そういう点からいたしまして、税制調査会におきまして、そういう点の検討をお願いいたしておるのでございます。ただ、そのルールは、一応もちろん原則的なルールをつくる必要があらうかと思ひますが、基礎控除を動かした場合には必ず給与所得控除を動かさなければならぬと申しますと、やはりそのときどきの減税財源とのからみ合いもございまして、基礎控除一百万円を動かしたら給与所得控除は幾ら動かさなければならぬかというルールはなかなか確立し難いと思ひますが、しかし一定の理論をそこに見出して、そうしてやっつけていけば、さうであるという御意見はまことに、ごもっともであると思ひますので、今後さうした方向で理論づけを検討いたしてまいりたいと思ひ次第でございます。

○堀委員 実は私少しこの給与所得を調べてみたのですが、沿革を調べてみますと、これは非常に日本の場合には過去には給与所得控除というものは大きくあったわけですね。ずっと大正二年に始まって、その後大正九年に改正をされて、大正九年の改正なんというものは、いまから考えてみると、まことに給与所得者にとっては優遇措置であるし、それは大正十五年においてもさら

考えてみますと、これはシャウプの税制勧告でござるところで変更しておられるところが非常にきつりしておられますね。これはシャウプがなぜこの給与所得控除についてこういうふうな大なたを振ったのかという点には、私は、やはり国情の相違というものが非常にきつりあると思う。いまのあなたの方で問題にしておられる四番目の把握率の問題については、おそらく私は、アメリカにおける給与所得と事業所得の把握率の差というものは、もしあったとしても、きわめて少ないものじゃないか。アメリカのいろいろな国民性なり、こういう税負担に対する国民常識といひますか、国民道徳といひますか、さういふ考え方から見て、非常にここに相違がある。さういふ前提のもとに、また当時のシャウプが行なった税制改正のいろいろな日本の過渡的諸条件といひますか、さういふふうな大幅な変更がされてきた。それからまた徐々にいま戻りつつあるというのが現状ですけれども、残念ながら戦前の姿に全然戻ってこないわけですね。一体いつになったら戦前の姿になるか予想もつかないというほどのゆるい歩みといひますか、私はそこに日本の特長性といひますか、私にこの日本は把握率の中で特に大きな問題があると思うんです。こういうことを考えてみると、私はどこかに必要な理論的な裏づけをきちんとし、もう少し給与所得については思い切った措置が必要であるし、そのことはどういふことにつながらるかというところ、著しく給与所得の納税者がふえてきておられるわけですね。そして、現実には事業所得の納税者はだんだん減りつつあるということ

です。ですから、日本の所得税の大半というものは、給与所得によってまかなわれるようになってくるならば、所得税の全般的な問題もさることながら、給与所得というものに対する考え方は、所得税問題を論議する上非常に私は今後の問題点になるだろうと思う。それをなぜ私は特に強調するかというところ、現在とられておられる自由民主党政府のやり方というものは、さういふ所得に対するよりも利子所得その他の資本所得をきわめて優遇するということが片面にあるわけですね。片面のそれを優遇するのならば、私はやはり給与所得もそれに見合ったようなところで、多少おくれるにしても、優遇措置を講ずるのが国民のための税制として当然だ、さういふふうにお話になったように、理論的にきっちりつけるといひますか、さういふことはもちろん当然のことでありまして、理論的にはさういふことでは、財源ができたからさういふことにはならぬといふことになる。理論的な問題が少し不明確なために、その時点における力関係のようなものが入り込んで、この給与所得の控除の問題がややもすれば不十分な形で取り残されていくというところは、これは一千七百万人近い給与所得者の立場から見ても納税者ができない、さういふふうな考えられるわけですね。

そこでもう一つお伺いしたいのは、今度税制調査会のはうから出た答申案、これが実は政府案では変更になりませんでしたね。これは実は政務次官もい

に聞きますが、事務当局側で一体その答申が実現できなかったのはどの点に問題があったのか。これは三つあると思ふんですね。要するに理論的なことが薄弱なためにそれが実現できなかったのか、他との権衡の関係があつてできなかったのか、財源がなくてできなかったのか、できなかった理由というのはいくらも思ふので、三つくらいだろと思ふのです。が、事務当局としてはできなかった理由はどこにあるのですか。

○泉政府委員 今回の税制改正にあたりまして、税制調査会の給与所得控除引き上げの答申の一部を実施できなかった理由をいたしましては、二つあるのでございます。一つは、御承知のように、税制調査会の答申は定額部分を一万円引き上げて二万円の控除にするというのが一つ、いま一つは定額控除後の給与の収入金額五十万円まで二〇%にするというのが一つと、いま一つは最高限度の十二万円を十五万円に引き上げるという、この点にあつたわけでございます。私どもは定額部分を一万円引き上げる点はこの最高限度を三万円引き上げるというのことは、低い所得者と現在頭打ちしてあります七十一万円以上の所得者、給与収入者のバランスから見ると、この上のはうを三万円上げるとははたして適當であろうかどうかというのを考えまして、上のはうは三万円引き上げでなく二万円くらいでいいのじやないか。もちろん下とのバランスからいいますと、一万円引き上げという意見もあろうかと思ひますが、しかし最高限度の十二万円というのは御承知のとおり、昭和三十三年からずっと据置かれておるわけです。三十六年に定額控除の一万円が設けられましたときに、最高限度は十二万円に押えてあつたわけでありまして、そういう点を考えますと、二万円くらい引き上げることは適當であろう。しかし三万円引き上げることは、いかに給与所得者の七十一万円以上の収入の者に有利になるという感じ、七十一万円以下の収入者との間のバランスが問題になるのじやないか、こういう点、たまたま私も主税局の首脳部がその七十一万円以上の収入の階層におりますので、世間からお前だけがよくなるのはおかしくはないかという批判も受けるのではないかと考へられるので、この点は二万円引き上げにとどめるのがよくはないかという判断をいたしましたのであります。

それからいま一つの定額控除後の給与の収入金額、現在は四十万円まで二〇%となつておりますが、これを五十万円まで二〇%とするという点につきまして、四十一万円まで二〇%という制度がかなり長い間据え置かれておりますので、実はこれはできれば答申の趣旨をくんでやりたかつたのでございますが、財源の関係でこのほうはむずかしいということに相なつたわけでございます。

○堀委員 そうすると後段のほうですね、いまの四十万円まで二〇%を五十万円まで二〇%にした場合における減収の差額は幾らですか。財源上の問題ですが……

○泉政府委員 これは平年度約六十五億から七十億くらいの計算になります。

○堀委員 そうすると、上の三万円を二万円にしたというのは、大体二十五、六億ということになりますか。

○泉政府委員 さようでございませう。大体二十五億から三十億の間でございませう。

○堀委員 そこで今度はちよつと角度を変えて、実はいまの日本の所得の状態ですね、これは日本の中だけを見てもどうにもならぬので、皆さんが出しておられる「主要諸国における給与所得者の所得税負担額の比較」というのがこの資料の十一ページにあります。これを見て私は日本の租税の負担のあり方について特に強く疑問を感じるのじやないかと考へられるので、この点は二万円引き上げにとどめるのがよくはないかという判断をいたしましたのであります。

夫夫婦、夫婦及び子二人というところにおおむね諸外国とも課税が行なわれるところが出てくるわけですね。日本の場合にはいままあなたのお話のように、実は課税所得で五十万円というのは、それはいろいろ家計の状態もあるでしょうけれども、給与の面から見ると、おむねこころへくるのじやないかという感じがいたします。そこで、独身を一〇〇として、一体日本の場合における夫婦者と夫婦及び子二人と合つては、諸外国との関係でどうなつておるかをちよつと調べてみますと、日本の場合は独身者が一〇〇%のときに夫婦者がその独身の七六%を負担しておる。夫婦及び子二人だと六三%の負担になる。アメリカの場合は独身者が一〇〇%に対して夫婦者が六一%と

いふことで、夫婦及び子二人はこれのときにもまだ税金はかからないのです

ね。今度はイギリスへいくと、同じように独身者を一〇〇とすると、夫婦二人のものは七三%、それから夫婦及び子二人は二八%とがさつと下がるのです。三分の一になつてしまふ。それから西ドイツの場合にも、まあ夫婦ものは七三%くらいですが、夫婦及び子二人のところへくると三二%とこれもやはり三分の一ほどです。一番顕著なのはフランスで、独身を一〇〇としてみると、夫婦ものが五一%で、夫婦及び子二人のところは八%しか負担していません。こういうふう

に諸外国の例を見ると、いまま設定をしたところが、国民所得その他の関係でどうかというところはいろいろ議論があるでしょうけれども、日本の場合に、夫婦及び子二人という家計というのは夫婦二人に比べていろいろな点で非常に費用のかかる状況なんです。二人あるいは三人みんなさうですけれども、非常に費用のかかる条件のところ

が、諸外国の場合は独身に比べて大体三分の一くらい。ところが日本の場合は三分の二なんです。これは今後日本の税を考へていく場合に非常に考へなければいけないところではないか。それはなぜかというところ、だんだん文化が進歩していくにつれて一人の消費するいろいろなものというのはいくらもあつて、あつて教育の問題にしても、あらゆる意味で文化が進むにつれて経費というものが一人ふえることばいふる比率というものは高くなるに

れればいけません。本来さういう自然の姿があるのなら、税制の面でもそれが配慮されていかなければならぬと私は考へるのです。さうしてみると、いまの給与所得控除の問題は、いまの

下の固定的部分が二万円ならばもちろん少な過ぎると思ふけれども、やはり上のほうの中堅層というところが、子供が大学に行く、高等学校に行く段階で考へてみると、私は必ずしも現状でいいとは思へないわけですね。これは諸外国を含めて、少なくとも池田さんは日本も先進国になつたんだといふことをよく言われるのなら、やはり税の面でも私はある程度先進国並みの考へ方をとるといふことが非常に重要じやないか、こう考へます。ひとつ主税局長は、いま私が提起をした問題について一体どう考へるか、日本の場合、今後それじやどういふふうな方向でこういう問題を処理していこうとするのか、ちよつとお答えをいただきたい。

○泉政府委員 お話のように、諸外国の所得税とわが国の所得税を見ました場合には、独身に比べて扶養親族の多い世帯の税負担というものが諸外国の場合に比べてかなり重くなつております。これは御承知のとおり、アメリカにおきましては、基礎控除も、配偶者控除も、扶養控除も一律一人六百ドルということになっておりますので、わが国のように、基礎控除は今の改正によって十二万円になり、配偶者控除が十一万円になり、扶養控除が年齢十三歳以上が五万円、十三歳未満が四万円というよう大きな差異があるのじやないかと。また、イギリスにおきましても、一律ではございませぬけれども、扶養控除のウェイトが日本の場合よりもかなり高いのでございませぬ。そのために、お話のように八十四万円

たしますと、わが国の場合、独身かあるいは夫婦ものに比べて、夫婦二人の場合の税負担はかなり重くなっております。これは結局わが国の税制の沿革に基づいている点があると思うのでございます。御承知のように、戦前のわが国の所得税におきましては、扶養控除は税額控除でございました。それが戦後所得控除に改められました。今日に至っているわけでございますが、何ぶんにも税額控除を所得控除に直しました関係上、所得控除の額が、出発点がかかなり低めであったわけでございます。その後だんだんと改定をいたしてまいっておりますけれども、まだまだ配偶者控除、扶養控除の額が基礎控除に比べて低いという点からいたしまして、たとえて申しますと、昭和三十五年をかりにベースといたしまして比較してみますと、一人世帯の課税最低限は、三十九年度改正によりますと、改正案が実施されることを考えますと一四・五・六伸びております。これが二人世帯では一五〇、これは三十六年に配偶者控除を創設したことがかなり大きく響きまして、二人世帯は一五〇になりました。ところが三人世帯になりますと一四六・五、独身世帯よりは少し低いですが、ほとんど変わらない。それから五人世帯になりますと一四三・八ということで、独身世帯の場合の課税最低限の引き上げよりもおなべて低く、これは結局扶養親族控除がまだ低いからであるというふうに考えられるのでございます。そういった点から申しますと、今後のわが国の所得税の改正におきましては、いま申し上げましたように、配偶者控除、扶養

控除の改正に相当重きを置いてしかるべきではないかという点が考えられますと同時に、給与所得者につきましても二〇%の控除をする階層をもう少し上のほうに持っていくということが必要であるかと考えているのでございます。

○堀委員 いまの答弁のように、やはり私は今後の税制のあり方として、基礎控除的なものの中に一番概念的な普通の基礎控除の問題ももちろんあると思いますが、やはりこれはもう少し差を縮めないと、要するに西ドイツ、イギリスの税負担をしようとするのです。フランスとの関係なら八倍負担しているのですよ。実際この四大家族はね。こういうことはやはり今後日本が少なくとも所得水準が上がれば、文化が全体として進んでいく過程では、よほどこれは真剣にひとつ税制調査会でもこれを取り上げてもらって、過去の沿革が低かったらいつまでたっても低いのだというのではなくて、過去の沿革の時代と現在とはいろいろと世帯の構成のあり方も違うのです。昔は大学にいまのようにたくさんの方が行かなかったし、高等学校にいまほど私の中学の時代は行かなかったのではないかと、要するに教育水準というものは非常に上がってきているし、その他諸般の情勢から見れば、私はどうも課税最低限というふうなもの、標準生計費というものが、最低生計費というふうなことに比重がかかっているかという方は、やや私は問題があるかという感じがするのです。最低のところという問題のとり方では、私は今後の問題は解決しないんじゃないかという気がするのです。なぜかという、最低生

計費のあの中で私はちょっと聞きたいのですけれども、子供はどういう学校へ行っておられるのか。あなた方の標準世帯は夫婦と子供三人ですね。あの生計費で出している中の子供の就学状態をどこに設定しているのか、それをちょっと聞きたいのです。

○農政府委員 何度も申し上げるようでも恐縮でございますが、私もといたしましては、マーケット・バスケットによる食料費を基準にして算定した生計費というものは基準的な生計費でございます。最低生計費という考えではないのでございます。その点を断わっておきます。

いまのお話の標準世帯、これは家計調査からいたしまして、統計上一番出てくる頻度の多いいわゆるモータのころを出しておるわけでございます。これは標準世帯におきまして夫は四十二歳、妻は三十八歳、第一子が十三歳、第二子が十一歳、第三子が四歳、こういってところが家計調査の上からモードとして出てまいります。十三歳と四歳というのは中学一年、十一歳が小学校四年、四歳はこれから幼稚園に行くという状態になるわけでござい

は何とかいっても少ないです。そう考えしてみると、いまのそれはモードです。まあいいですけれども、私は基準というのでもうかと思っております。私は日本の場合には最低生計費だと思っております。なぜかという、保護世帯と比べて一体どうだ、保護世帯との比べ方で見ても、保護世帯というのは食えないのです。生活保護というものは食えないというのとはわかれわれ実態調査ではっきり実証している。大体生活保護費の五〇%増というところでようやく生きていっているのが現状であり、保護されている生活費なんです。そういうものにこだわると、いま問題を提起しておる諸外国との関係というものは実際問題としてベースに乗ってこなくなるのです。そこで、権衡の問題というものを国内だけでなく世界的な視野で見るといことは、私は当然必要じゃないかというふうに思います。日本の文化的な発展段階に合った標準的生計費というものを、一ぺん私は税制調査会で考えていただきたい。少なくとも子供が大学にも行き高等学校にも行っておるという状態、そうなるも当然私はマーケット・バスケットは変わってくると思っております。子供の年齢の相違によって変わってくると思う。それからまたこの間実はわれわれの同僚が新聞に書いておる中で、日本人の背の低いのはやはり良質なたん白質が不足だということを指摘しております。私はその点は同感だという感じがいたします。どうしても高たん白なものを食べるということになれば、これは生計費も上がってくることで、それが、こういう基準生計費もいいでしょ

う。しかし今度は、考えられる標準生計費というものが、そういうものもひとつ問題として提起して、それとの間の問題を討議しながら、諸外国のいまのような方向に順次近づけるようにひとつ努力をしていただきたい。

その次に、ここで第一点というものが終わって、第二点目に、給与所得の権衡は事業所得その他の所得との問題、専従者の問題というのが出ております。そこで国税庁長官に、この論議をする前に、いまの日本の事業所得者の実態をひとつ御説明をいただきたい。それは何を伺いたいかという、まず最初に事業所得者の中には商業その他の一般的な事業に従事しておるものと、それから農業、水産業その他もありましようが、農業といまの事業という二つに分けて、三十八年でけっこうです。七年でもいいですが、全体が一体農業所得の納税者というのは幾らあって、事業所得の納税者が幾らある、その中の青色と白色は、実数はいいですが、ウェイトとして見ると一体幾らと幾らか、これをちょっとお答えをいただきたい。

○木村(秀)政府委員 昭和三十七年度で申し上げますと、営業所得者が約百万でございまして、それから農業所得者が二十四万九千人でございまして、そのうち青色申告をされておられる方が、農業につきましましては約一万で、ほとんどのに足りない数字でございまして、その他の営業につきましましては約四十五万でございまして、結局農業の場合には確かにこれはほとんどが普通の白の申告だと見て間違いがないのですが、営業の場合には半分しか青はないで

すね。あとの半分より少し多い目が白
ですね。まずこの点を最初に確認をし
ておきたいと思ひます。

その次にちょっとお伺いをしますの
は、いまの四十五万の青色申告の中
身になるのですが、四十五万の青色申
告の中で、そのまま申告を認められた
らで、更正決定をしたのが一体幾らあ
るのか、ちょっとお尋ねいたします。

○木村(秀)政府委員 たいま申し上
げました四十五万の青色申告者のうち
当初申告を是認いたしましたのが約二
五%でございます。それから修正申告
を出されたものを是認いたしましたの
が約一〇%、それから更正をいたしま
したのが千七百ばかりで、ほとんど
パーセンテージはゼロでございます。
それからそのほか調査省略をいたし
ましたのが四五%でございます。

○堀委員 ちよつとよくわからないの
ですが、四十五万の内訳は、是認が二
五%ですね。修正が一〇%、更正決定
はゼロですか。

○木村(秀)政府委員 ゼロではござい
ませんが、千七百人千七百人ござい
ますから、パーセンテージとしてはほ
んどゼロに近いパーセンテージに
なっております。

○堀委員 調査打ち切りですか、調査
何とかというのは四五%で、総計して
一〇%にならないのですが、あと何
かあるでしょう。

○堀委員 そうしますと、さっき青色
が四十五万ということになっていま
が、無資格というのには要するに白に
なつてしまつたわけでしょう。

○木村(秀)政府委員 この無資格と申
しますのは青色の取り消しではござい
ませんので、納税の資格なしという意
味でございます。

○堀委員 要するに課税対象ではなく
なつたということですね。そうすると
やはり二〇%は落ちますね。四十五万
あると言つたけれども、このうちの二
〇%というのは落ちるわけだから、九
%落ちたら三十六万ということでは
ね。正確にいえばそういうことになり
ますか、お答えください。

○木村(秀)政府委員 そういうことに
なります。

○堀委員 わかりました。そこで私こ
れを拜見して、調査省略というのが四
五%あるんですね。調査省略というの
はどういうことですか。

○木村(秀)政府委員 これは税務署に
おきます事務量からいたしまして、そ
こまでは手が回らない、したがって当
該年度においては調査を省略するもの
でございます。

して一回是認をしたのですね。次の年
度になるとひっくり返つてきて、調査
しないで是認していたからといって、
あれをもう一べん修正しろということ
が起きるか、起きないか。

○木村(秀)政府委員 そういう場合も
ございます。

○堀委員 そうすると、これはベン
ディングにしておいてあるということ
ですね。是認じゃないですね。

○木村(秀)政府委員 結果的には先ほ
ど申し上げましたように是認という結
果になります。もちろん次年度以降に
おいておかしな点が出てくれば、前年
度以前にさかのぼつて調査をし、ある
いは修正をしてもらうとか更正をす
るとかということがございますが、しか
しながら実際問題としては前年度以前
にさかのぼつて更正をいたしたとい
う例は非常に少ないわけですね。

○堀委員 そうすると、変な言い方
ですが、いま全体の中の四五%あるもの
が、またウェットがかわつてきます
ね。二〇%というのは無資格だから、
二〇%の分だけ四五%のウェットがふ
えるわけですね、全体にかぶつてくる
から。だから八〇%の中の四五%とい
うことは、大体五四、五%くらいとい
うこと、調査省略が返つてきましたね。
要するに青色申告というのは、そうい
うふうにお話を聞くと、半分は運がよ
かつたら大体そのままでいくんだ、あ
との運が悪いのが修正——是認が二五
%、だからまた上がつて三〇%近くに
なりますか、これは是認でいいです
ね。修正も一二、三%ということにな
ると、実は青色申告とはいいなから、
実質的にはそれがほんとうに確認をさ
れているのは半分に満たないというこ

とは間違いないということですね。私
がちょっとしつこくこういうことを聞
いているのは、今度の専従者控除の問
題を税制調査会で論議をされた中で、
白色と青色の専従者控除に差がついて
いるのが気になつたので調べてみる気
になつた。青色の専従者控除を立てる
考えは、同族会社の家族給与の支給状
態というものから問題を発展させてき
て、そうしてこれはちよつとわからな
いので聞きますが、要するに十五万円
と十二万円にきめたんですね。ところ
が、これは中身はあとから聞きます
が、片一方の白のほうは農業所得者が
大体多い。だから農業所得者の家族労
働の評価をしたら九万円である。そこ
で白は農業における家族労働の評価か
ら九万円を持つてきて、片一方で同族
会社のほうから十五万円、十二万円
持つてきたですね。いまのこれで見
ると、この営業者が百万いるわけでは
ね。ところが二〇%落ちますから、実
態として課税対象になるのは九十一万
ですね。営業所得の九十一万の中で青
色申告をしているのは三十六万で、あ
とのものは白なんです。その白の専
従者控除の二十五万の中の一万が減る
から、二十四万の納税所得者が白にな
るからこれへ持つてきたというのは、
論理的に全然合いませんが、どうで
すか。

○泉政府委員 これは答申にも書いて
ありますように、営業所得者は本来記
帳しさえすれば白色申告から青色申告
に移ることができるものでございま
す。ところが農業所得者の場合には、
記帳をして青色申告をやりなさいと
言つても、御承知のように農業所得の
実態からいたしまして記帳自体が非常

にむずかしい。農業の場合にはその記
帳のやり方も簡易なものにいたしてお
りますけれども、なおかつ農業所得の
本来の性格から見てその記帳がかな
かしくい。そこにわれわれは農業の
場合は本来的に青色申告になりたく
いという点を認めまして、そして白色申
告の場合の専従者控除につきましては
農業の場合を標準にしておるのでござ
いまして、営業所得者の場合には白色
から青色になりやすいのでできるだけ
青色になつてほしい、こういう意味を
含めまして、専従者控除の金額をきめ
ますときに、従来から青色の場合には
同族会社の親族従業者に対する給与を
基準にいたしまして、白色申告の場合
には農業従業者の家族労働報酬を基
準にいたしておるのであります。なる
ほど数字からいへば、白色申告をして
いるものの中に占める農業所得者のウ
ェットは営業所得者より少ないのでは
ないか、これはおっしゃるとおりで
ございます。しかしいま申しました考
え方に基づいてわれわれは専従者控除に
区別を設けておる次第でございます。

○堀委員 私、全然納得しません。税
制というのは、最初から言つてい
うに合理的、理論的でないければなら
ないと私は思うのです。それと権衡の問
題が非常に重要ですね。これは私が皆
さんに申し上げるまでもなく、当然の
ことですね。そこであなたはいま非常
に私の納得のいかないことを第一点に
おっしゃつておられるのは、農業所得は青
色申告ができにくい。確かにできにく
いけれども、あるのですよ。一万や
ているのだ、できないのじゃないじゃ
ないですか。できにくいかどうか知ら
ないけれどもできるんですよ。同じ角

と、これは中身はあとから聞きます
が、片一方の白のほうは農業所得者が
大体多い。だから農業所得者の家族労
働の評価をしたら九万円である。そこ
で白は農業における家族労働の評価か
ら九万円を持つてきて、片一方で同族
会社のほうから十五万円、十二万円
持つてきたですね。いまのこれで見
ると、この営業者が百万いるわけでは
ね。ところが二〇%落ちますから、実
態として課税対象になるのは九十一万
ですね。営業所得の九十一万の中で青
色申告をしているのは三十六万で、あ
とのものは白なんです。その白の専
従者控除の二十五万の中の一万が減る
から、二十四万の納税所得者が白にな
るからこれへ持つてきたというのは、
論理的に全然合いませんが、どうで
すか。

度でも見るならば、青色申告に両方がしたいというなら同じことじゃないですか。それではこのルールでいけば農業所得の青色申告をした場合でも同族会社の恩恵に浴すことになるでしょう。一体農業所得の家族従事者と同族会社の給与とどういう関係があるのですか。この一万人に適用している分です。それをちょっと説明してください。

○泉政府委員 これは青色申告を懲罰するために、青色の場合は専従者控除を多くしてあげておきます。お話をすると、農業所得者でも、青色申告をすれば、同族会社の親族従業員と同じような控除を受け得ることになりまして、その点では白色の場合との差が大き過ぎるじゃないか、この御批判まことに、ごもっともでございます。ただ、私どもとしては、税務行政の実際を考えると、できるだけ納税者の方が青色申告をしていただく。その青色申告をすれば、したがって控除が多くなって有利になる、それによって青色申告がふえるというのを期待してそういうことにいたしておるのでございます。

○堀委員 そういふ言い方になると、これは論理的でなくなってくるのです。青色申告に変わらなくてもいいからというものは、抽象的なあなたの希望です。抽象的な希望では、どうやって金額にあらわしますか。中身に振返って触れますと、ちょっと私はこの資料だけではわからないからお伺いいたしますが、ここにあなた方の資料が出ていますね。同族会社の家族給与支給状況調というのがここにあるのですよ。この中で、三二ページにこうい

ことが書かれている。「これらの従業者は事業主と世帯を別にして居る者も多いと思われし、個人事業者の場合も、生計を一にしない親族に対し支払われる給与は全額経費とされるので、このような者を除外してみると、この資料ではここがどういうことになっておるかよくわからないのです。「このようなものを除外してみると、個人換算所得百万円以下では、配偶者は約十三万円、その他の者については、男子は十二万円から十三万円前後、女子は十万円前後となつておる。」「云々、こういふことになるので、あと少しと書いてあるのですが、この資料にちよつとつながらない。いまの生計を一にしない者はこの中でどうなっているかというところを見て、この資料ではちよつとわからないので、それでは、一体何からそういう資料は出てきておるか、それをちょっとあつたら先に出示してもらいたい。この資料では出ない。

○泉政府委員 同族会社の家族給与の場合におきましては、これは個人事業所得者の場合も同様でございますが、事業主と生計を別にしておられます場合には、個人事業者の場合でも、それは経費に落ちております。そこで同族会社の場合の親族従業員がいろいろございしますが、そのうち個人事業者の専従者であつて、生計を別にして居るものに相当するようなら、この統計の中から除いてみればということでございます……(堀委員)資料では除けないじゃないかと呼ぶ資料にはそれが出ておりませんが、原資料には、特にあの中でもちよつと出ておりますように、専従者で配偶者

がある者(堀委員)親と一緒に居る者がたくさんいる(と)呼ぶ)それはもちろんでございますが、専従者で配偶者が居る者、そして子供の居る者あるいは別居している場合があるわけでございす。そういうふうな列挙してございすものは本来個人事業者の場合の専従者の中で当然全額経費とされるものが入つておるわけでありませう。これを除いて考えたという趣旨でございます。

○堀委員 これを見ましたら、サンプリングが非常に少ないです。一体これはどういふサンプリングをしたのか、抽出の仕方をお聞かせください。

○泉政府委員 これは本来からいいますと、全国の国税局について調べるのが適當かと思つてございす。ただ取り急いで税制調査会に提出する必要がございしたので、もよりの東京国税局と関東信越国税局との二局にお願いいたしまして調査をしていただいたのでございす。

サンプリングのやり方は、普通の階層別任意調査でございまして、特にこの階層がたつきん出てくるようにというところでサンプリングをいたしたのでございす。特にそこには恣意的な要素は入つておりません。ただお話をよるに、全国的な規模でこういう調査をすべきであつたと思つておられます。したがつて、その点は今後考えまして、全国的な調査をいたしたいと思つておるのでございす。ただ常識的に申しまして、東京国税局及び関東信越国税局の管内におきましては、全国標準からいへば、おそろく高いほうではないかというふうな考えられますので、これを基準としてやれば、少な

くとも少な過ぎるという批評はないのではないかとお考えに考へてやつたわけでございます。

○堀委員 あつてちよつときめのことまかい資料を拝見しますけれども、ともかく私はこう考へるんです。青色申告の特典は専従者控除だけではない。ちよつと一べんあげてみていただきたい。白と青との特典の差と、大体どこを基準として、一体金額的に見たら、一般的、標準的な例でいいですが、どのくらいメリットがあるか、それをちよつとお答えいただきたい。

○泉政府委員 青色申告と白色申告の差につきましては、まず第一は特別償却でございます。その次は価格変動準備金、それから退職給与引き当て金、貸し倒れ準備金、これがおもな制度の差でございます。そのほか執行面におきましては、青色申告をいたしておきますれば、その帳簿について調査し上らないと更正ができない。それからまた滞納処分等の執行等におきましても、特典が与えられているわけでございます。

なつております。

○堀委員 私は、いまのあれで、この青色申告によるメリットは必ずしもそんなに小さくないと思つたのです、十八万三千円ですね。そうしてみると専従者控除というものの基本的なもの考へ方というものは、一体どこにあるかというところ、これはいまの営業所得について言うならば、やはり同族法人との見合いでものを見るわけでしょう、その見合いで見るならば、白であるうと青であるうと専従者控除については私は率直に言つて、だからもしあなた方が農業所得の場合こういう考へ方であるならば、私は農業所得に関する専従者控除は幾らである、営業所得に関するものなら私はまだ多少納得します。しかしそうではないで、あなた方は業態が違ふもの根拠に出しなうら、同族法人における従業員給与というものを片一方に出し、片一方の根拠として農業所得の中における家内従業員賃金の要素というものを認める、こつちが白でこつちが青だんといふことは、これはもうだれが聞いても論理的に全然通らないと思つた。しかしここでそういう白から青にいくことについては私も賛成です。しかし白で残つておるもの業態の中身も考へてあげる必要が私はないかと思つたのです。それはなぜかというところ、青をするためにはある程度の所得水準に達してこないか、もうぎりぎり水準に達してこないか、もうぎりぎり私はないかなか青をやりたくてもできない条件もあると思つたのです。まあきよ

の場合でもいわゆる配偶者を持っており、あるいは扶養親族のあるような相当の年齢に達しておる青色申告の専従者については、もはや限度を設けないで、正当なる給与の対価が払われておるものと見るべきかどうか、そういった検討を今後いたしたいと思っておるのでございます。ただ私も、先日金子委員のほうから、主税局のほうで専従者について給与の支払いを認めないものだから、給与の支払いが行なわれないのだ。もし主税局のほうで給与の支給を認めれば給与の支給をするのだというふうなお話がありました。が、白色の場合、はたして親族従業員にほんとうに給与が払われておるのかどうか。単なる必要のつど小づかい銭をやっているのにすぎないのではないかと。こういって点の実態をいまい少し十分検討してまいりたいと思っております。やはり給与としてほんとうに支払われておるといふ実態がありますならば、それはそれに応じたような控除にすべきである。もし給与として支払われておらない、単に小づかい銭を必要のつどときと与えておるにすぎないという実態であるならば、これは給与として認めていくわけになかなかまいりかねる点があるかと思っております。そういう点の実態をなおよく調査いたしまして、今後検討いたしてまいりたいと思っておりますのでございます。

たというのはやめてもらいたいのです。出ているものをやめてくれと言いませんよ。こういう考え方はやめてもらいたいの。合理的でないのです。だから現状の分析の上に、われわれを説得するに足る経過があって、こういうことと実態を調べたらこうでしょう、そこでここにこういたしたというのならまた別の角度で理解いたしますが、少なくともここに提起されておるこういうかっこうだけは納得させません。この点をひとつ明らかにしておきます。

最後に、今度はちょっと方向を変えて、損害保険について所得控除が本年度から創設をされました。この大蔵委員会が私が問題を提起し、大蔵大臣がそれに賛成をされて、世界的に珍しい所得控除だといわれておりますが、私は非常にいい方向だと思っております。可燃性の建物が多い日本の場合には、何もしないで燃焼の多い諸外国の例を学ぶ必要はないだろうと思っております。これは非常にいいことだと思っております。この間金子委員の質問の中で、主税局長が、大体二千円の所得控除の限度というの、損害の保険額として六十九万九千円ぐらいを平均値といいますが、調査をした結果出ておるので、これの見合いとして一応二千円を控除することにした、こういう御答弁でした。

うに、掛け捨てのいわゆる短期の火災保険の損害保険金の平均額が六十九万九千円に相なっておるわけでございます。そのうち住宅の分が幾らで家財の分が幾らというの、これは総合保険の数字をとったと思っております。別に区別して出ておらないのでございます。

の点をちょっと伺います。○泉政府委員 先ほど申し上げました平均保険金額の六十九万九千円は、住居及びその住居の中にある動産が入っておるわけでございます。先ほどの動産と言われるのは、宝石とかそういったあれも入っております。家庭用動産だけではないわけでありまして。○堀委員 そこで、これはどこへ伺っているのかわかりませんが、いま木造の家屋を建てるとして、六十九万九千円を機械的に割るのがいいかどうかは別として、一対三の比率と考えて、この四分の三、五十五万ぐらいが住居部分の保険としますと、火災が起きて五十五万円入ってきたとして、五十五万円建てられる木造家屋というのは一体何坪ぐらいですか。全国的にいろいろ高い安いもあるでしょうが、最近東京で建てるとしたら五十五万円で何坪の家が建つか。

○堀委員 私は現状の分析の上に立つて、十分科学的にひとつきめてもらいたいということです。この提案は私は認めません。この農業所得を持ってきて、いきなり白に置きかえて、農業所得はこうだから白において九万円にし

○泉政府委員 先般申し上げましたよ

○中嶋説明員 三十六年度の火災保険の契約高で申し上げますと、不動産の元請保険料が二十三億六千六百万円、動産が七億九千九百万円、そのほか混合したものがございます。これが二十二億八千九百万円でございます。合わせて五十四億四千万円でございます。したがって、不動産と動産をばつり分けたもので比率をとりますと、大体不動産のほうが動産の三倍ということになりますけれども、混合形態のものが不動産程度でございます。はつきりした比率は出ません。

○堀委員 ところでいまの六十九万九千円という平均値が出てきたのは、いまの五十四億幾らを総件数で割ったということなんでしょうか。この損害保険の中には住居部分もあれば事業所その他いろいろなものがあると思っております。住居部分として分けられていまの六十九万九千円が出たのかどうか、そ

○泉政府委員 大体現在の木造家屋の単価といたしましては八万五千円くらいはかかることは御承知のとおりでございます。この点からいいますと、これで建てられる坪数はわずかでございまして。○堀委員 八万五千円で家を建てると何坪ですか。五十五万ぐらいとしてちょっと計算してみてください。○泉政府委員 約六・五坪でございます。

○堀委員 六・五坪という畳敷きにして十三畳しかないわけですね。これは常識で考えて、大体この程度の家にはしばらくいられても、家族が五人もいたらこれはどうしようもないですね。そこで最初の創設でありますから、いろいろな諸条件の中で六十九万九千円

にしたがって、六十九万九千円でしたか、その金額と、その中に占める建物の保険額と、要するに家具その他の保険額がこの中に含まれておるといふ御答弁だったので、一体建物が幾らになつて、家財が幾らになつておるのかをお答えいただきたい。

○堀委員 六・五坪という畳敷きにして十三畳しかないわけですね。これは常識で考えて、大体この程度の家にはしばらくいられても、家族が五人もいたらこれはどうしようもないですね。そこで最初の創設でありますから、いろいろな諸条件の中で六十九万九千円

にしたがって、六十九万九千円でしたか、その金額と、その中に占める建物の保険額と、要するに家具その他の保険額がこの中に含まれておるといふ御答弁だったので、一体建物が幾らになつて、家財が幾らになつておるのかをお答えいただきたい。

にしたがって、六十九万九千円でしたか、その金額と、その中に占める建物の保険額と、要するに家具その他の保険額がこの中に含まれておるといふ御答弁だったので、一体建物が幾らになつて、家財が幾らになつておるのかをお答えいただきたい。

差があつて、そういう保険をかけるの家建てかえのために火事が起こるようでも困るので、そこらには何らかの基準があつてしるべきだと思ふのです。しかし方向としてはそういうかっこうの保険が望ましいと思ふのです。銀行局ではどういふふうに考えておりますか。

○中嶋説明員 お話のように現在超過保険は認められておりませんので、古い家になつてまいりますと新築したとき比べてかなり減価してまいりまして、十分に再築価格が補償ができません。これは現在の火災保険そのものの仕組みがそうなつておるわけでございます。商法、保険業法等の体系からそういう形になつておるわけでございます。しかし仰せのように火災保険にかけるのは家が焼けた場合にそれを再築するということが一つの大きな目的ではないかというお話でございます。またそういう事情も実際に世間にあるわけでございます。そこで新しい保険の種類といたしまして、実は再築価格そのものを補償するような保険は時価主義のためえからしてできないにいたしまして、若干それに近いものがないだらうかということで現在算定会を中心にいたしまして検討中でございます。その骨子を申し上げますと、経年減価度ばかりに年々何パーセントか下がつてまいります。しかしながら個人の住居に對する利用価値はそこまで下がりな

ざいですが、そういうものをいま検討してあります。○堀委員 そこでいまのようなことでも、そんなにむずかしい問題でもありませんが、私はいまの二千円という控除額は生命保険料の控除と見まして、権衡を著しく失つておると思ふのです。ただ制度創設ですから、私は創設されたことに意義を認めてこの額については触れませんが、大体この制度を設けた趣旨は、要するに火災保険に入りなさい、そうして火災になつたときに被害を最小限度に食いとめるようにしなさいという政策意思のほうに非常に重要に作用しておる創設だと考えますから、そういう政策意図に沿つた方向で今後ともひつ逐次この控除額の引き上げ等の措置が講じらるべきである、こう考えるわけですが、あわせて生命保険料の控除との権衡も考えながら、ちょっとこれは質は違ひますけれども、しかし片方がどんどん上がつて片一方は据え置くというのは、いまの必要限度に達すればそれ以上のことは言ひませんが、それに達するまでの間にはかなり積極的な考え方を持たすべきではないか、こういうふうにお考えですか。

○泉政府委員 お話がございましたが、生命保険料控除と損害保険料控除とはやや性格が違つておられます。生命保険の場合、今度の改正によりまして最高限度額が三万五千円に相なるわけでございますが、その三万五千円の保険料を払ふことによつて加入できる生命保険金——将来三十年あるいは二十五年たつて得ることのできる生命保険金——というものは、加入者の年齢によつ

も違ひますが、約九十万から百二十万くらいの間だろつと思ひます。そういうぐあいになつておるわけでございますが、損害保険金につきましては、お話のように、本来日本のように火災によつて失われることの多い家屋につきまして、その損害が起きたことによつて、できるだけ早く家屋の復旧ができるようにという趣旨で、できるだけ損害保険に加入しておいたほうがよろしいですよ、という意味で設けるのでございまして、お話のように、家屋の復旧ができる程度ということが目安になることと思ふのであります。何ぶん制度創設の初めでございますし、それからまた中嶋調査官から申し上げましたように、現在のところはまだ時価までしか保険がかけられないという制度になつておるために、平均保険金額が六十九万九千円といつたような姿になつておられます。これらの点から二千円ということをきめたのでございまして、それはお話のような趣旨から今後検討いたしました、いさし控除の額を上げるようにはいたしたいと思つておられます。ただ、くれぐれも申し上げておきたいのは、損害保険と生命保険とは性格が違ひますので、生命保険の金額を基準にすべしとは私にはなかなか言えないと思ふのです。そうして損害保険の場合、何といたしましても財産、特に家を持つておる人がその利益を受けやすいという形になるのでございまして、家を持たない階層がまた相当あるような現状におきましては、やはりそのバランスも考えなくてはならないといふこともありますので、そういう点を考えながら、今後どういつた控除について検討してまいりたい

い、かように思つておられます。○堀委員 方向としてはいまの主税局長の答弁でけっこうでございます。そこで最後に主税局にお願いしておきたいのは、制度が創設されたのでありますから、そこで今年度控除が行なわれますね。要するに、損保の控除の行なわれ方を、この一年間に、今度の申告その他を通じて十分に準備をしておいていただきたいと思ふのです。今後どういふかっこうであつたかの分析をしてみたいと思ひますから、これと同時、納税のこの法律が適用されて四月一日から行なわれるわけですが、給与所得者については——事業所得は本年度起きませんね。給与所得だけですね。給与所得についてどういふかっこうでどの程度控除が行なわれたかというふうなことを、いまお話の一体どの程度の所得階層にそういう家を持つておるか持つておらないかという関係が出てくるわけでございますから、含めて分析のできるように調査をひとつお願いしておきたいと思ひます。

○堀委員 それは可及的すみやかにといふことでけっこうであります。以上で一応私のきょうの所得税に關する質問を終わりにいたしますが、さつきちょっとあなたのはうで答へになつた中でも、三十五年から三十九年の間一人世帯が一四五に對して五人世帯は一四三・八では、さつき私が話した方向が逆の方向へ行きつた。これはここで申し上げた考え方をよほど明らかにしていただかなければ、諸外国の方向に近づくとおるのではないで、困ると思ひますので、その点十分これらの資料をもとにして、日本の変わりつつある世帯構造の出身なり生活の出身をもう少し考慮に入れながら、税制調査会に給与所得の諸問題、それからいまの配偶者及び扶養者控除の問題等特に十分御検討いただくように、大蔵省のほうへお話しを願ひたいと思ひます。

○泉政府委員 損害保険料控除は、給与所得者につきましては、生命保険料控除と同じように、年末調整で行なうということになつておられますので、本年の十二月に年末調整のための資料が出る。したがつてその統計をとりまして分析するのはどうしてても明年のことになるわけでございます。それから申告所得者につきましては、来年の三月の申告でない間に合ひませぬ。したがつて、おそろく来年の国会の際にその資料を御提出申し上げることはちょっとできにくいと思ひます。

○山中委員長 次に、相続税法の一部を改正する法律案及び納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

○泉政府委員 次は、相続税法の一部を改正する法律案、相統税法の一部を改正する法律案、相統税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。
(遺贈に因り取得したものとみなす場合)

第三条の二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百五十八条の三第一項の規定により同項に規定する相続財産の全部又は一部を与えられた場合においては、その与えられた者が、その与えられた時における当該財産の時価(当該財産の評価については第三章に特別の定めがある場合には、その規定により評価した価額)に相当する金額を当該財産に係る被相続人から遺贈に因り取得したものとみなす。

第七条中「明治三十一年法律第九号」を削る。
第十五条第一項中「二百万円」を「二百五十万円」に改める。
第十七条第一項第一号中「五十万円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「二十万円」を「四十万円」に改める。
第十八条の二中「相続開始前」を「相続開始以前」に改める。
第二十一条の四中「二十万円」を「四十万円」に改める。
第二十一条の六中「十万円」を「二十万円」に改める。
第二十九条を次のように改める。
(相続財産法人に係る財産を与えられた者に係る相続税の申告書)

第二十九条 第三条の二に規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、同項の規定にかかわらず、当該事由が生じたことを知つ

た日の翌日から六月以内(その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで)に課税価格、相続税額その他政令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 第二十七条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。
第三十一条中「第二十七条の下に「若しくは第二十九条を加え、「当該申告書」を「これらの申告書」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する者は、第三条の二に規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、当該事由が生じたことを知つた日の翌日から六月以内(その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで)に修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 前項の規定は、同項に規定する修正申告書の提出期限前に第三十条第二項第四号の規定による更正があつた場合には、適用しない。
第三十二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 第三条の二に規定する事由が生じたこと。
第三十三条中「第二十七条又は第二十八条の規定による申告書(これ

らの申告書を「期限内申告書」という)を「第二十七条から第二十九条までの規定による申告書(第五十条を除き、以下「期限内申告書」という)又は第三十一条第二項の規定による修正申告書」に改める。
第三十五条第一項中「第三十条又は「を削り、「第三十一条の下に」第二項」を加え、「これらの規定に規定する申告書を提出していないを「同項の規定による修正申告書を提出しなかつた」に改め、「決定し、又は「を削り、同条第二項中「決定の下に」又は更正」を加え、同項に次の一号を加える。

四 第二十九条第一項若しくは同条第二項において準用する第二十七条第二項又は第三十一条第二項に規定する事由に該当する場合において、第三条の二に規定する事由が生じた日の翌日から六月を経過したとき。
第三十五条第三項第一号中「第二十七條」の下に「若しくは第二十九條」を加え、「当該申告書」を「これらの申告書」に改める。
第四十九条第一号中「千円」を「二千元」に改め、同条第二号中「第二十七條第三項の下に」(「第二十九條第二項」において準用する場合を含む)を加え、「三千元」を「五千元」に改める。
第五十条を次のように改める。
(義務的修正申告に対する国税通則法の適用に関する特則)

第五十条 第三十一条第二項の規定による修正申告書及び第三十五条第一項の更生に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。
一 当該修正申告書で第三十一条第二項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第三十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。
二 当該修正申告書で第三十一条第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納税期限」とあるのは「相続税法第三十一条第二項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号及び第六十五条第一項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七條若しくは第二十九條の規定による申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正(第三十一条第一項に規定する決定を受けた場合における当該修正申告書及び更正を除く)には、適用しない。
第六十二条第三項中「第二十八條第二項の下に」及び第二十九條第二項」を加える。
第六十八條第三項を削る。
附則第三項中「第二十七條第一項」の下に「又は第二十九條第一項」を加える。

附則 1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。
2 次項に定めるものを除くほか、改正後の相続税法(以下「新法」という)の規定は、昭和三十九年一月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ)又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ)により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

3 新法第三條の二、第二十九條及び第五十條並びに第三十一條から第三十三條まで及び第三十五條(新法第三條の二に規定する事由に係る部分に限る)の規定は、昭和三十九年一月一日以後に死亡した者に係る財産につき当該事由が生じた場合について適用する。
4 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第四條中「第二十七條又は第二十八條」を「第二十七條から第二十九條まで」に改める。
第六條第一項中「第二十七條の下に」又は第二十九條」を加える。

理由 今次の税制改正の一環として、相続税及び贈与税の負担の軽減合理化を図るためこれらの基礎控除を引き上げるとともに、相続財産法人の財

産の次に次の一条を加える。
(遺贈に因り取得したものとみなす場合)

産の分与があつた場合における相続税の課税につき所要の規定の整備を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律

納税貯蓄組合法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「組合」の下に「及びその連合体」を加える。

第二条第一項中「地域」の下に「職域」を加え、同条第二項中「無尽会社」を「商工組合中央金庫」に改める。

第八条第一項中「五万円」を「十万円」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 第三条、第七条及び第九条の規定は、納税貯蓄組合の連合体(その連合体を含む)で、会員の指導及び育成に関する事務、会員の行なう事業についての連絡及び調整に関する事務その他納税貯蓄組合の健全な発達を図るため必要な事務を行なうことを目的とし、かつ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たもの(以下「納税貯蓄組合連合体」という)について準用する。この場合において、第七条中「その組合員又は自己以外の組合員」とあるのは、「その間接の構成員たる組合員」と読

み替えるものとする。

第十一條第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 納税貯蓄組合連合会の規約の届出を受けた税務署長及び地方公共団体の長は、この法律の適正な実施を確保するため必要があるときは、当該連合会若しくはその直接若しくは間接の構成員たる納税貯蓄組合連合会、納税貯蓄組合若しくはその組合員に対して質問し、又は所屬の職員をしてその質問をさせることができる。第十二條第一項中「納税貯蓄組合でない者」を「納税貯蓄組合又は納税貯蓄組合連合会でない者」に、「納税貯蓄組合又はこれに」を「納税貯蓄組合若しくは納税貯蓄組合連合会又はこれらに」に改め、同条第二項中「納税貯蓄組合」の下に「又は納税貯蓄組合連合会」を加える。

第十三條中「納税貯蓄組合」の下に「又は納税貯蓄組合連合会」を加え、「組合」を「当該組合又は連合会」に改める。

第十四條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第三条及び」七條」の下に「第十条の二」において準用する場合を含む。を加え、同条第三号中「第十一条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項」を「同条第一項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の納税貯蓄組合法第八条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に支払いを受けるべき納税貯蓄組合預金の利子で、当該利子に係る同項に規定する期間のうち同日以後の日が含まれるものについて適用する。

3 この法律の施行の際納税貯蓄組合連合会又はこれに類似する名称を用いている団体は、この法律の施行の日以後一月間限り、改正後の納税貯蓄組合法第十二條第一項の規定にかかわらず、同法第十条の二に規定する届出をしないので、納税貯蓄組合連合会又はこれに類似する名称を用いることができる。

最初、相続税法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、相続税につきまして、相続税及び贈与税の負担の軽減合理化をはかるため、これらの基礎控除を引き上げるとともに、民法の一部改正に伴い相続財産から財産の分与があつた場合における相続税の課税につき所要の規定の整備をはかる等の改正を行なうことといたしました。

以下、この法律案についてその大要を御説明申し上げます。

第一は、相続税及び贈与税の課税最低限等を引き上げることとあります。御承知のとおり、相続税の課税最低限は、中小財産階層について課税が生じないような配慮のもとに、その金額を定めているのでありますが、最近における所得の増加に伴う個人財産の増加の状況、さらには、今後における経済発展の見通し並びに農業経営の近代化と自立経営育成の必要性等を考慮いたしまして、この際、相当規模の農家及び中小企業その他一般世帯の中小財産階層に相続税の課税が生じないようにするため、現行の遺産にかかるとる基礎控除額について二百万円と相続人一人当たり五十万円との合計額を二百五十万円と相続人一人当たり五十万円との合計額に引き上げようとするものであります。また、贈与税の課税最低限につきましても、現在の財産価額の状況から見てきわめて少額な贈与が大部分であること及び相続税の課税最低限を引き上げとの関連を考慮して、贈与税の基礎控除額を現行の二十万円から四十万円に引き上げることとした次第であります。

次に、納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のように、納税資金の貯蓄を助成して租税の容易かつ確実な納付に資するため、現在、納税貯蓄組合制度が設けられております。政府は、この制度の現状にかんがみ、その一、その健全な普及発達をはかる必要があると考へますので、この法律案を提出する次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、納税貯蓄組合預金を取り扱う金融機関について、新たに商工組合

理由

納税貯蓄組合制度の現状にかんがみ、納税貯蓄組合連合会に関する規定を設けるとともに、その利子に対する所得税を課さないものとされる納税貯蓄組合預金の目的外引出しの限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山中委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。政務次官頼綱三君。

○頼綱政府委員 たいま議題となりました相続税法の一部を改正する法律案及び納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

中央金庫を加え、中小工商业者等その利用者の便宜をはかることといたしてあります。

第二は、納税貯蓄組合連合会について、その法制化をはかつて、規制と助成の措置を講ずることとし、当該連合会が、翼下の納税貯蓄組合を指導、育成し、またはその連絡、調整等の事務を行なうのに資することとしたしております。

第三は、納税貯蓄組合預金について、それが納税以外の目的に引き出された場合において、引き出し額に必ずしも利子に対する所得税を課さないものとする場合の引き出し限度額を五万円から十万円に引き上げ、預金者の便宜に供することとしております。

以上が相続税法の一部を改正する法律案及び納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案についての提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○山中委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は次会に譲ります。次会は、明二十六日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十三分散会

大蔵委員會議録第二号中正誤

ページ	段	行	誤	正
五	三	二	うふな	ふうな
〃	四	六	いなと	ないと
〃	五	一	は、より	よりは、
六	一	三	ンの中の	ンが中の
〃	四	二	七	七
八	五	二	〇	〇
九	〃	七	ただこ	たばこ
〃	〃	二	もうわ	もらわ
一〇	四	一	〇	〇
一一	二	二	七	七
〃	〃	三	三	三
〃	〃	四	四	四
〃	〃	五	五	五
〃	〃	二	二	二
一四	四	三	聞て	聞いて
一五	一	二	八	八
一六	四	一	〇	〇
一七	四	二	六	六
一八	一	一	二	二
〃	〃	一	三	三
〃	〃	一	六	六
〃	〃	三	七	七
〃	〃	四	九	九
二二	三	三	八	八